

きゅうゆうせいほごほう

旧優生保護法による

こどもができなくなる

しゅじゅつ

ひと

手術などをうけた人や

なか

あか

おなかの中の赤ちゃんを

ひと

かぞく

うめなくされた人とご家族へ

かね

お金をうけとることが出来ます。

ほっかいどう そうだんまどぐち
北海道の相談窓口

きゅうゆうせいほごほう

かん

そうだんしえん

旧優生保護法に関する相談支援センター



でんわばんごう

電話番号 0120-031-711 (フリーダイヤル)



ふあつくす

FAX 011-232-4240

✉メール hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

じゅうしょ

住所 〒060-8588

さっぽろしちゅうおうくきた

じょうにし

ちょうめ

こ

せいさくきかくかない

札幌市中央区北3条西6丁目 子ども政策企画課内

●相談支援センターにくる時はあらかじめ連絡してください。



うけつけじかん

受付時間 8:45~17:30

げつようび

きんようび

どにちしゅくじつ

ねんまつねんし

やす

(月曜日 から 金曜日。土日祝日 と 年末年始 は お休み です。)

旧優生保護法補償金等支給法について

令和 6 年 10 月 に「旧優生保護法補償金等支給法」という法律ができました。
この法律は本人の気持ちも聞かれることなく
こどもができなくなる手術などをうけたりおなかの中の赤ちゃんをうめなくされ
からだや心に大きな苦しみや痛みをうけた方々に對して
お金を払うことを定めています。
被害を受けた方々は、お金をうけとることができます。

お金をうけとることができる人

補償金

- こどもができなくなる手術などをうけた人
→1500万円をうけとることができます。
- こどもができなくなる手術などをうけた人の結婚相手
→500万円をうけとることができます。

※本人が亡くなっている場合にはその家族がうけとることができます。

優生手術等一時金

- こどもができなくなる手術などをうけた人
→320万円をうけとることができます。

※補償金をうけとった場合もうけとることができます。

人工妊娠中絶一時金

- おなかの中の赤ちゃんをうめなくされた人
→200万円をうけとることができます。

※優生手術等一時金をうけとった場合はうけとることができません。

くわしくは北海道のホームページやこども家庭庁の特設サイトをみてください。

北海道のホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/yuseiichijikin.html>

こども家庭庁 特設ページ <https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin>

まずは旧優生保護法に関する相談支援センターに相談してください。

ご希望があれば手続きを弁護士が無料でお手伝いします。